## 住宅・土地統計調査規則の一部を改正する省令案について

## 1 改正の背景

住宅・土地統計調査(基幹統計調査)は、住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることにより、国民の住生活関連諸施策の基礎資料を得ることを目的とするものであり、昭和23年の第1回以来、5年ごとに実施している。

本調査を平成25年に実施するに当たり、社会変化等を踏まえ、調査事項等の見直 しを行うものである。

## 2 改正の概要

調査事項の追加及び変更並びに調査期間の変更等を行うため、当該規定の一部改正を行うものである。

- (1) 追加する調査事項 (第6条関係) 建物内総住宅数、東日本大震災による転居に関する事項
- (2) 変更する調査事項 (第6条関係) 別世帯の子に関する事項 (「子に関する事項」に変更)
- (3) 調査期間の変更(第13条関係) 調査期間を9日間延長

## 3 施行期日

公布の日から施行する。